

赤 監 第 34 号
令和 7 年 3 月 24 日

赤 磐 市 長 友 實 武 則 殿
赤磐市議会議長 佐 藤 武 殿

赤磐市監査委員 栗 原 雅 之
赤磐市監査委員 原 田 素 代

財政援助団体監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体について監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和 6 年度財政援助団体監査結果報告書①

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体監査

2 監査の期日

令和 7 年 2 月 13 日（木）

3 監査の対象

財政援助団体 公益社団法人 赤磐市シルバー人材センター
所管部署 保健福祉部 社会福祉課

4 監査対象期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日

5 監査の対象事項

赤磐市が監査対象期間に交付した補助金に係る出納その他の事務

6 監査方法

赤磐市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、書面調査等を実施するとともに、団体事務局職員及び当該補助金所管課（社会福祉課）職員の出席のもと、関係資料に基づき説明を受け実施した。

第 2 監査対象の概要

1 補助金の名称及び交付額

補助金の名称	交付額（円）
赤磐市保健福祉団体運営費補助金	12,741,000
合 計	12,741,000

（令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日）

2 補助金の交付根拠

赤磐市保健福祉団体運営費補助金交付規則

3 団体の概要

（1）設立目的

定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなど

により、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

(2) 実施事業

- ア 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために就業の機会を確保し、組織的に提供すること
- イ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、職業紹介事業または労働者派遣事業を行うこと
- ウ 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと
- エ 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと
- オ 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと
- カ その他目的を達成するために必要な事業を行うこと

(3) 役員及び職員数

役員 理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事11名、監事2名

職員 事務局長1名、事務局次長1名、主任1名、主事1名、非常勤職員6名、嘱託職員1名

(4) 会員数（令和6年12月31日現在） 354名

第3 監査の結果

補助金の収受については、社会福祉課所管の補助金交付申請書、交付決定通知書等の書類をもとに、団体の会計帳票及び通帳（写し）に補助金の収受が正確に記録されていることを確認した。

また、当補助金は、事業計画に沿って適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

第4 意見

少子高齢化が進行する中、社会経済の活力を維持していくうえで、高年齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する機会を提供するシルバー人材センターの役割は非常に大きい。

事業実績については、定年延長や継続的雇用制度の普及などにより、入会者数の伸び悩みや、会員の高齢化などによりコロナ禍前の実績までは回復していないものの、会員一人当たりの業績は、県下の平均契約金額を大きく上回り、会員登録者の就労率も高い状況が見られるのは、事務局・会員が一丸となって事業推進に取り組んでいる成果であると評価する。

また、去年 11 月に施行された「特定受託者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」により、シルバー人材センターがその適用を受けることになったため、岡山県内で先駆けて契約方法の見直しを行い、会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できるよう法整備を行ったことも高く評価したい。

国や市からの補助金をはじめとする依存財源は、今後も厳しくなるものと推察されるが、事業の円滑な推進のため、新たな就業機会の開拓や世代に応じた仕事の創出など高齢者の特性を活かした活力ある地域社会づくりに寄与されるよう、益々の発展に期待したい。

令和 6 年度財政援助団体監査結果報告書②

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体監査

2 監査の期日

令和 7 年 2 月 14 日（金）

3 監査の対象

財政援助団体 社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会
所管部署 保健福祉部 社会福祉課

4 監査対象期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日

5 監査の対象事項

赤磐市が監査対象期間に交付した補助金に係る出納その他の事務

6 監査方法

赤磐市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、書面調査等を実施するとともに、団体事務局職員及び当該補助金所管課（社会福祉課）職員の出席のもと、関係資料に基づき説明を受け実施した。

第 2 監査対象の概要

1 補助金の名称及び交付額

補助金の名称	交付額（円）
赤磐市社会福祉協議会運営費補助金	58,360,000
山陽老人福祉センター運営費補助金	29,417,000
合 計	87,777,000

（令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日）

2 補助金の交付根拠

赤磐市社会福祉法人の助成に関する条例

赤磐市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則

3 団体の概要

(1) 設立目的

赤磐市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

(2) 実施事業

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- カ 共同募金事業への協力
- キ 居宅介護等事業の経営
- ク 老人福祉センターの経営
- ケ 山陽総合福祉センターの経営
- コ 山陽高齢者生きがいセンターの経営
- サ 赤坂福祉サービスセンター「春の家」の経営
- シ 老人デイサービス事業の経営
- ス 居宅介護支援事業
- セ 生活福祉資金貸付事業
- ソ 福祉サービス利用援助事業
- タ 障害福祉サービス事業の経営
- チ 地域活動支援センター「ももっこ作業所」の経営
- ツ 自立相談支援事業
- テ 家計改善支援事業
- ト 被保護者就労支援事業
- ナ 介護保険法に基づく第1号事業
- ニ 生活支援コーディネーター事業
- ヌ 地域包括支援センター事業
- ネ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(3) 役員及び職員数（令和6年12月16日現在）

役員 会長1名、副会長2名、理事9名、監事2名、評議員20名

職員 正職員40名、嘱託職員17名、人材派遣職員1名、臨時職員4名、
パートタイム職員43名、登録職員8名、生活支援員1名

第3 監査の結果

補助金の収受については、社会福祉課所管の補助金交付申請書、交付決定通知書等の書類をもとに、団体の会計帳票及び通帳(写し)に補助金の収受が正確に記録されていることを確認した。

また、当補助金は、事業計画に沿って適正かつ効率的に執行されているものと認

められた。

第4 意見

日本は今、少子高齢化によって人口減少、地域の担い手の減少、繋がりの希薄化など様々な問題に直面している。加えて大規模自然災害や急激な物価高騰など、社会が複雑化しており、地域住民が抱える課題は多様化・複雑化してきている。

こうした状況の中、国において「重層的支援体制整備事業」による「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められているところである。

社会福祉協議会においては、「みんなで手を取り合い笑顔で暮らせるまち あかいわ」の基本理念に則り、多様な課題を抱える市民のニーズに対応するため、地域住民が支え合いながら、福祉などの地域の公的サービスと協働して暮らすことのできる仕組みを構築し、包括的な相談支援体制の強化を図られるよう望むものである。

赤磐市社会福祉協議会は公共性が高く、市の補助金も多額であることから、住民や市議会等の注目と大きな期待がある。

将来にわたって持続的に事業を展開していくためには、適切な事業評価や組織管理の見直し、内部統制の強化等を行い、健全な組織運営を行えるよう、経営基盤の強化に取り組まれない。